

4 介護用品購入費等の助成

重度の要介護状態にある高齢者の方を対象に、介護用品(紙おむつ・尿とりパッド等)購入の負担を軽減するため、介護用品購入費等の助成を行います。国の地域支援事業の改正により補助事業内での実施が令和6年3月末で終了します。他の財源を用いた事業の実施を検討したところ、介護保険法第115条の49において、被保険者全体や家族等の介護者を対象に、介護を行う家族等のための介護者支援事業等について、第1号保険料を財源とした市独自の保健福祉事業として継続して実施します。また、今後は国や市の動向を鑑みて、本計画期間を目途に見直しを行います。

5 配食サービス事業の実施

調理が困難な状態のひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた夕食(弁当)を週5回を限度に配達し、栄養状態の改善や保持を図り、あわせて安否の確認を行います。

6 地域介護予防活動支援事業の充実

地域で概ね週1回以上介護予防活動を行う団体に対し、光熱水費などの間接経費や簡易な改修費を補助します。

また、外出支援活動団体支援事業として地域の外出支援を行う団体に対し、車両の貸出、保険加入、運行支援等を行います。利用団体の増加に伴い、車両や運転ボランティアの確保が課題であるため、生活支援体制整備事業や他事業等と連携し、解決方法を多方面から検討、実施していきます。

生活支援コーディネーターの取り組みとの連動も行いながら、地域での介護予防活動または外出支援を実施、もしくは検討している団体への事業の周知や立ち上げサポートを行い、活動団体の支援と新規活動団体の増加を促進します。

7 住民主体による第1号訪問事業(訪問型サービスB)の充実

地域において住民主体で、掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し等、多様な生活支援活動を行う団体に対し、第1号訪問事業(訪問型サービスB)補助金を交付します。

生活支援コーディネーターと連携しながら、登録団体の活動支援、新たな助け合い・支えあい活動の立ち上げ支援を行います。